

県立の施設における受動喫煙防止対策指針

平成23年3月 策定
令和元年5月 全部改正
令和5年4月 一部改正

1 目的

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号)の施行により、行政機関は敷地内禁煙とされたことに加え、地方公共団体はその責務として、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないとされたことから、県立の施設における受動喫煙防止対策については、健康増進法の趣旨を踏まえた効果的な措置を自ら講ずることが必要である。

このことから、「県立の施設における受動喫煙防止対策指針」(以下「指針」という。)により、県立の施設における受動喫煙防止対策の基本的な考え方を示し、その対策を推進する。

なお、この指針で規定する健康増進法の条及び項の番号は、令和2年4月1日の施行後のものとする。

2 対象施設

この指針で対象とする施設は、別表1に掲げる施設を除く県立の施設(指定管理施設及び管理運営を委託している県立の施設を含む。)とする。

3 県立の施設における受動喫煙防止対策

県立の施設における受動喫煙防止対策は、敷地内禁煙(施設(建物)の中及びその施設の敷地内では喫煙できない)とする。ただし、これにより難しい場合にあっては、施設を所管する部局長からの協議に基づき保健福祉部長が例外的取扱いの可否を決定する。

なお、例外的な取扱いを可とする施設の類型は、以下のとおりとし、当該施設における受動喫煙防止のための措置は、健康増進法第28条第13号に規定する「特定屋外喫煙場所」の設置を基本として、健康増進法関連法令を踏まえ施設毎に定める。

- ① 宿泊施設を有する施設(利用者は宿泊者に限る)
- ② 興行者等への配慮を要する施設(利用者は興行者等に限る)
- ③ その他、受動喫煙防止措置の実態を踏まえ必要と認められる施設

4 受動喫煙防止対策の推進

県立施設を所管する部局長は、令和元年7月1日までに敷地内禁煙措置を講ずるものとする。

なお、上記3ただし書きにより例外とする施設については、令和2年4月1日までに施設毎に定める受動喫煙防止対策を講ずるものとする。

(別表1)

番号	指針の対象から除く施設
1	公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年4月1日規則第41号)第2条別表第1に定める議会棟
2	「岩手県教育委員会における喫煙の防止対策に関する指針」に定める施設